

2017年(平成29年)1月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関すること
に係る個人情報を目的外に提供することについて(答申)

2016年(平成28年)12月15日付けで諮問(第831号)された生活保
護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関することに係る個人情報
を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条
例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があ
ると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県藤沢警察署司法警察員から、刑事訴訟法第197条第2項に基づき捜
査のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。刑事訴
訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが
義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該
当するため、神奈川県藤沢警察署司法警察員に生活保護受給者情報を目的外に提
供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づ
き、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

保護受給の有無、住所、氏名、生年月日、保護開始日、保護費支給方法、保
護開始理由、支給金額

なお、照会書の照会事項の提供の必要性を捜査機関に確認し、その他参考事
項については提供する必要がないと判断した。

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(1) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署司法警察員に問い合わせたところ、「捜査内容の詳細については回答できないが、現在、捜査中の強盗事件についての被疑者であり、強盗で金銭を得ていた可能性がある。保護受給者であれば、経済状況を確認し、動機の裏付けを行う必要がある。また、生活保護を受給しているのであれば、生活困窮が犯行動機の裏付けとなる。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 回答書(案)
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、現在、捜査中の強盗事件についての被疑者であり、強盗で金銭を得ていた可能性がある。保護受給者であれば、経済状況を確認し、動機の裏付けを行う必要がある。また、生活保護を受給しているのであれば、生活困窮が犯行動機の裏付けとなる。」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。
以 上